



# 「低圧電気取扱業務特別教育」

労働安全衛生法では、「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務」に労働者を就かせるときは、労働者に対し、安全衛生のための特別教育を行うことが事業者には義務づけられており、違反した場合は罰せられることがあります。

本講習会は、就業者の方を対象に、本学技術部職員(中央労働災害防止協会認定)による上記の法定特別教育(学科7時間、実技1時間)を実施します。

修了された方には「特別教育修了証」を発行いたします

- 対象：室蘭市・登別市・伊達市・西胆振地域にお勤めの方  
定員：5名(先着順)  
日時：令和5年1月26日(木) 8時40分～18時40分(休憩時間含む)  
会場：室蘭工業大学 教育・研究11号館J棟 J107室  
受講料：5,000円(教材費等を含む)  
(室蘭工業大学地方創生研究開発センター研究協力会会員：2,500円)  
申込期間：令和4年12月5日(月)から令和4年12月23日(金)17時まで  
申込方法：「郵送」・「E-mail」・「FAX」・「持参」のいずれかの方法で、下記申込先へ「受講申込書」をご提出ください。  
申込先：〒050-8585 室蘭市水元町27番1号  
室蘭工業大学 総務広報課 社会連携係  
FAX：0143-46-5032 TEL：0143-46-5016  
E-mail：chiiki@mmm.muroran-it.ac.jp  
(※受講受付トラブル回避のため、電話での受講申込みは受けかねますのでご了承ください。)  
<https://muroran-it.ac.jp/society/re-education/>  
(室蘭工業大学トップページ > 社会連携 > 社会人への再教育)



QRコード

主催：室蘭工業大学

※ 次回の開催は令和5年8月を予定しています。  
日程についてはホームページでご確認ください。